

記者発表（資料配付）				
月/日	担当課名 班 名	電話番号	発表者名 (担当班長名)	その他の 配布先
4/19 (金)	ユニバーサル推進課 障害者就労支援班	078-362-3261 (内線 3041)	ユニバーサル推進課長 相浦 輝之 (障害者就労支援班長 山下 ゆかり)	西播磨県民局 中播磨県民センター

## 指定障害福祉サービス事業者の行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第50条第1項及び児童福祉法第21条の5の24の規定に基づき、下記のとおり2件の行政処分を行いました。

### 1 取消処分

#### (1) 処分事業者

法人名：一般社団法人日本博雄厚生福祉会（設立日：平成26年5月1日）  
 代表者名：代表理事 齊藤 緑  
 所在地：兵庫県赤穂市塩屋192番地10

#### (2) 処分対象事業所

名称：赤穂元禄村  
 所在地：兵庫県赤穂市塩屋192番地10  
 種別(定員)：就労継続支援B型(20名)  
 指定日：令和4年12月1日

#### (3) 処分内容 指定取消

#### (4) 処分年月日 令和6年4月19日(金)

#### (5) 処分を行う理由

人員基準違反（総合支援法第50条第1項第4号該当）  
 運営基準違反（総合支援法第50条第1項第5号該当）  
 不正請求（総合支援法第50条第1項第6号該当）  
 虚偽報告（総合支援法第50条第1項第7号、第8号該当）

#### (6) 処分に伴う対応

当該事由により不正に受け取った報酬は、障害者総合支援法第8条第2項に基づき、不正の手段により受けた報酬として、関係2市1町（赤穂市、宍粟市、上郡町）が返還請求を行う。

※返還額（概算） 約306千円（加算金を除く）

## 2 指定の一部の効力の停止12か月間

### (1) 処分事業者

法人名：東洋ミネラル株式会社（設立日：平成13年12月4日）

代表者名：代表理事 増田 陽子

所在地：兵庫県神崎郡神河町上岩187-2

### (2) 処分対象事業所

名称：のどか

所在地：兵庫県神崎郡神河町上岩187-2

種別(定員)：生活介護(20名)、放課後等デイサービス(10名)

指定日：生活介護：令和4年5月1日

放課後等デイサービス：令和5年6月1日

(3) 処分内容 指定の一部の効力の停止 12か月間  
(令和6年4月19日から令和7年4月18日まで)

(4) 処分年月日 令和6年4月19日(金)

### (5) 処分を行う理由

<生活介護>

虚偽申請(総合支援法第50条第1項第9号該当)

人員基準違反(総合支援法第50条第1項第4号該当)

不正請求(総合支援法第50条第1項第6号該当)

虚偽報告(総合支援法第50条第1項第7号、第8号該当)

<放課後等デイサービス>

虚偽申請(児童福祉法第21条の5の24第1項第8号該当)

人員基準違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号該当)

不正請求(児童福祉法第21条の5の24第1項第5号該当)

虚偽報告(児童福祉法第21条の5の24第1項第6号、第7号該当)

### (6) 処分に伴う対応

当該事由により不正に受け取った報酬は、障害者総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項に基づき、不正の手段により受けた報酬として、関係1市4町(姫路市、稲美町、市川町、福崎町、神河町)が返還請求を行う。

※返還額(概算) 約5,246千円(加算金を除く)